

立川都市計画道路 3・3・30 号 立川東大和線

立川市羽衣町二丁目地内～栄町六丁目地内

事業概要及び測量について

令和 3 年 2 月



東京都北多摩北部建設事務所

事業のあらまし

立川3・3・30号及び国立3・3・15号で構成される立川東大和線は、多摩地域における南北方向の主要な路線であり、日野バイパス（国立市）から、立川市を經由して青梅街道（東大和市）に至る、多摩地域の骨格を形成する重要な都市計画道路です。

このうち、多摩都市モノレールが併設されている北側区間は完成していますが、中央自動車道の国立府中インターチェンジにも繋がる南側区間については、そのほとんどの区間が未整備となっています。

現在、未整備区間周辺では、立川駅北口付近や立川通り等で、慢性的な交通渋滞が発生しています。また、狭い道路が多い地域であり、東立川駐屯地前の道路のように、通学のルートでありながら歩道が確保されていないなど、様々な課題を抱えています。

こうした状況を踏まえ、今回、立川市羽衣町二丁目（都道145号）から栄町六丁目（泉体育館駅付近）までの区間について、以下を目的として事業を行ってまいります。

【立川東大和線の整備の目的】

- 多摩地域における人やモノの動きの円滑化や都市間の連携強化
- 立川通りをはじめとする周辺道路の渋滞緩和
- 生活道路への通過交通の流入を抑制することによる良好な居住環境の確保
- 災害時における安全な避難経路の確保などによる地域の防災性の向上
- 安全で快適な都市空間の創出

位置図



事業の概要

路線名	立川都市計画道路3・3・30号 立川東大和線
延長及び区間	延長：約2.5km 起点 立川市羽衣町二丁目（都道145号交差点） 終点 立川市栄町六丁目（泉体育館駅付近）
道路幅員	28m
車線数	往復4車線
計画交通量	22,300～28,600台/日
事業期間	令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）まで（予定）

事業予定区間



都市計画の変更概要(令和2年10月7日決定)

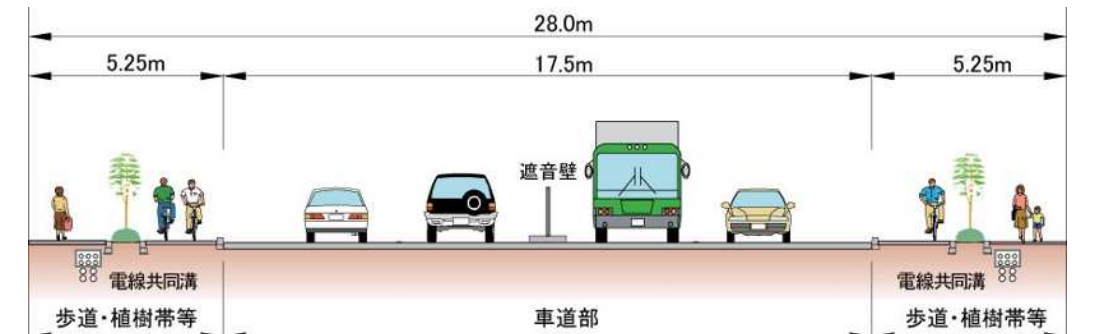


この地図は、国土地理院長の承認(平成24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を複製(28都市基交第384号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号)28都市基街都第139号、平成28年8月8日
 注)この図面は、平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合があります。

道路構造の概要(イメージ図)

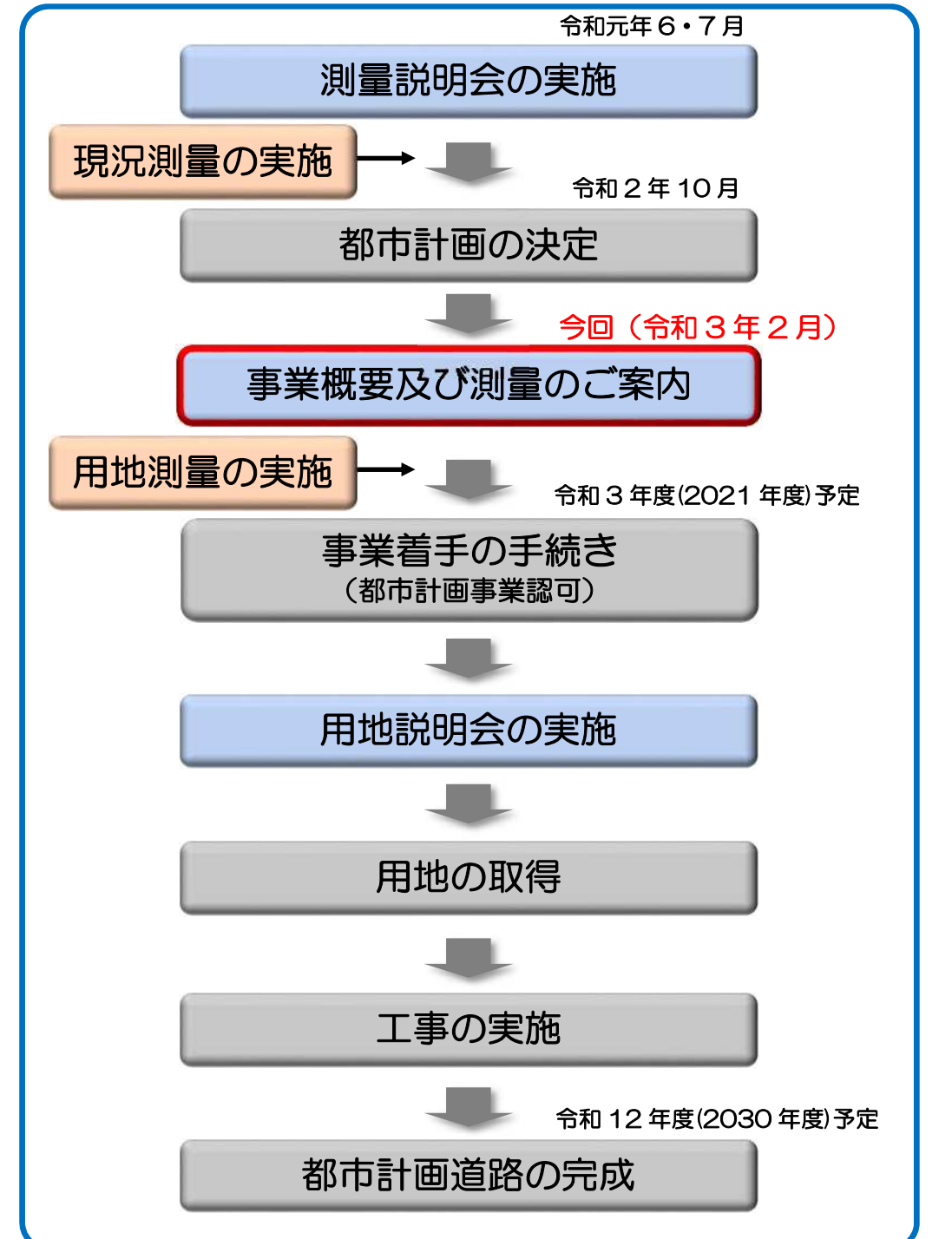


標準横断図(イメージ図)



注)幅員構成や整備形態については、今後、関係機関との調整により、変更となる場合があります。

今後の進め方



都市計画道路ができるまで

【立川3・3・30号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目地内から栄町六丁目地内）の場合】

現在まで実施したもの

1 測量説明会の実施

【令和元年6・7月】



計画道路沿道の皆様にご協力をいただくため、測量についての説明を行います。

3 都市計画の決定

【令和2年10月】



道路幅員などの都市計画を変更する手続きが完了します。

5 用地測量の実施



取得させていただく土地の面積が確定します。

7 用地説明会の実施



用地取得の対象となる皆様（アパートなどの居住者の皆様も含まれます。）に具体的な補償について説明します。また、家屋補償について説明します。

9 契約・補償金の支払い



話し合いがまとまりますと、契約をとりかわし、補償金をお支払いします。

11 工事に関するお知らせ（工事着手）



チラシの配布等により、沿道の皆さまに、工事の実施に関するお知らせをいたします。

13 都市計画道路の完成



多くの皆さまのご理解とご協力により、都市計画道路が完成します。

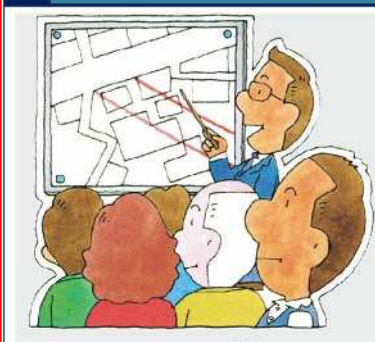
今回（令和3年2月）

2 現況測量の実施



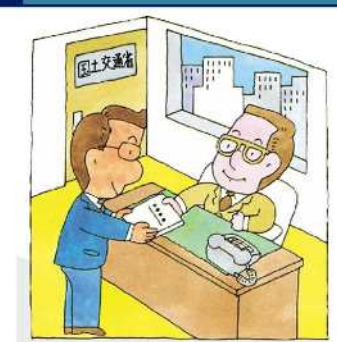
計画道路及びその周辺の建物や道路を測量し、現況平面図を作成します。（敷地への立ち入りにご協力ください。）

4 事業概要及び測量のご案内



計画道路沿道の皆様にご協力をいただくため、事業内容及び測量についての説明を行います。（資料配布等）

6 事業着手の手続き（都市計画事業認可）



都市計画法第59条により、事業着手の手続きをとります。（都市計画事業認可）

8 用意折衝・協議



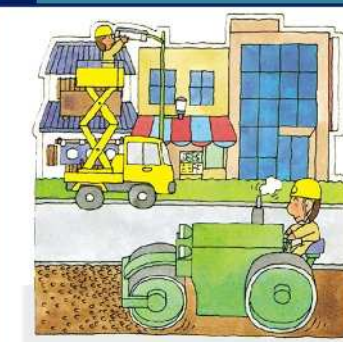
対象となる皆さまと、土地の取得・家屋移転などについて、個別に協議させていただきます。

10 物件移転



取得させていただく土地にある家屋などの物件を移転していただきます。

12 工事の実施



沿道の皆さまに、できるだけご迷惑のかからないように工事を行います。

おおむね2年

おおむね10年

用地測量について

用地測量は、道路を整備するために必要となる土地について、周辺の土地との境界を確認し、道路として取得させていただく土地の面積を確定することを目的としています。

用地測量の流れ

1. 境界を確認するための資料収集・現地調査

土地の境界を確定するために必要となる資料収集・現地調査を行います。



2. 境界を確認するための現地立会い

現地で土地の境界を確認します。

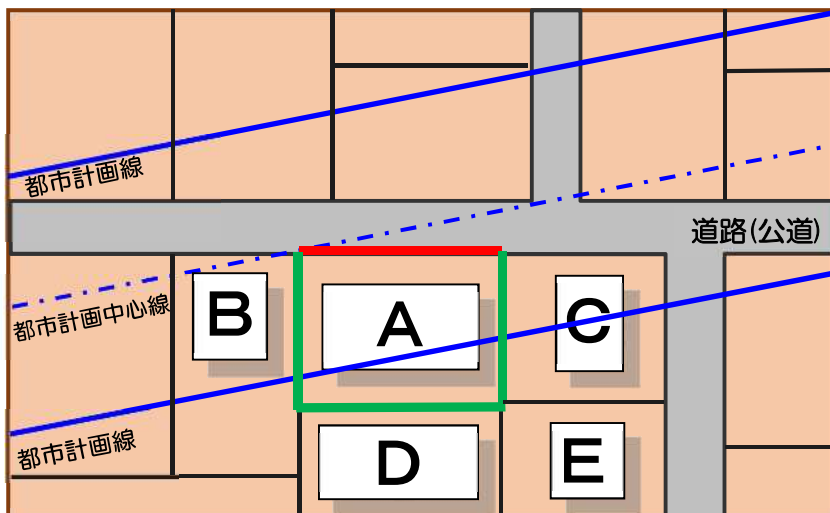


3. 境界点の測量

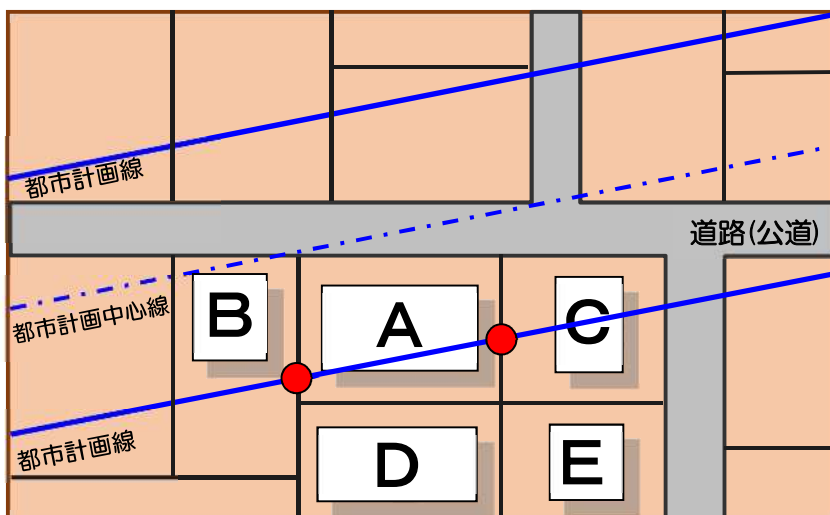
土地の境界点を測量します。



4. 都市計画線の位置を現す杭等の設置



- 図の赤色の線が、現在ある道路などの国有・公有地と私有地との境界を確認する箇所です。
- 図の緑色の線が、私有地と私有地との境界を確認する箇所です。



- 図の赤い丸印(●)に都市計画線の位置を現す杭等を設置します。

■お問合せ先 東京都北多摩北部建設事務所 工事第一課

〒190-0023

東京都立川市柴崎町 2丁目15番19号

○事業に関すること・・・計画担当 電話 042-540-9616

○測量に関すること・・・測量担当 電話 042-540-9517

事務所 HP <https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/kitakita/index.html>

事務所 HP
QRコード

